

報告第12号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月25日提出

豊川市長 竹本幸夫

## (福祉部関係)

1	専決年月日	令和4年7月13日
	相手方	豊川市在住の70代男性
	損害賠償の額	60,500円
	概要	令和4年5月19日午後2時55分頃、豊川市小坂井町北浦42番1において、職員の運転する自動車相手方の所有する車庫のシャッターに接触し、当該シャッターの一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	令和4年7月22日
	相手方	豊川市在住の20代女性
	損害賠償の額	395,780円
	概要	令和4年3月25日午前4時頃、豊川市国府町仙路2番3の市道において、相手方の運転する自動車が側溝の蓋の上を通過したところ、蓋が跳ね上がって当該自動車に当たり、その一部が破損した。